

アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱

	令和元年8月9日付け元農畜機第3072号
一部改正	令和元年8月16日付け元農畜機第3129号
一部改正	令和元年8月23日付け元農畜機第3245号
一部改正	令和元年8月28日付け元農畜機第3346号
一部改正	令和元年9月4日付け元農畜機第3502号

平成30年8月以降、アフリカ豚コレラがアジア地域で急拡大しており、本病がいったん我が国に侵入し、野生動物へ浸潤した場合は、有効なワクチンがないため、侵入防止のためのバイオセキュリティの向上を実施することがその重要な対策となる。

そのため、我が国の養豚業を維持するためには、本病に関する予防及びまん延防止のために国が行う対策に加え、養豚農場に野生動物侵入防止用の柵を整備し、本病が我が国に侵入した場合であっても、その農場への侵入を防止できる体制を確保することが必要である。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、養豚農場における野生動物侵入防護柵の整備を図るための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって侵入防止のためのバイオセキュリティの向上及び畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5367号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体等

1 事業実施主体及び対象地域

この事業の事業実施主体及び対象地域は、別表1に掲げる者及び地域とする。

2 取組主体

この事業の取組主体は、養豚経営体（家畜としていのししを飼養する者を含む。以下同じ。）が直接所属する事業実施主体又は生産者集団等とする。

- (1) 生産者集団等は、養豚業を営む者（3戸以上）で構成される地域の生産者集団（以下「生産者集団」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人とする。
- (2) 生産者集団は、次に掲げる事項について定款又は規約を定めているものとする。
- ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項
- ウ 養豚の振興に関する事項
- エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項
- オ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

第2 事業の内容

1 アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が次に掲げる事業を実施する場合は、その実施に要する経費を補助するものとする。

(1) 野生動物侵入防護柵整備事業

養豚経営体が第3の1の（1）の地域侵入防止計画に基づき野生動物の侵入に対する防護柵（防護柵の効果を発揮するために必要となる電気柵本器等の付帯設備及び野生動物の侵入に対する防護柵と同等の効果を有するとして、特にその必要性があるとして第3の1の（2）のアでいう県アフリカ豚コレラ侵入防止計画に位置付けられたものを含む。以下同じ。）を整備する場合に、その負担の軽減を図るため、当該柵の整備に必要な費用を助成する取組

(2) 地域推進・指導事業

生産者集団等が、アフリカ豚コレラ侵入防止のために必要となる（1）の事業の円滑な推進を図るために行う取組

2 推進指導事業

事業実施主体は、1の事業を円滑に実施するための推進指導等を実施するものとする。

第3 事業の要件

1 アフリカ豚コレラ侵入防止のための計画

(1) 取組主体は、次に定める内容を記載した、アフリカ豚コレラの侵入防止

- のための計画（以下「地域侵入防止計画」という。）を策定するものとする。
- ア 取組主体の名称及びその構成員の概要
 - イ 地域侵入防止計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担
 - ウ 養豚経営体が整備する防護柵の種類、内容及びその効果
 - エ その他、地域におけるアフリカ豚コレラ侵入防止に資する取組の内容
- (2) (1)にあたり、取組主体は、次に掲げるいずれかに基づき地域侵入防止計画を策定するものとする。
- ア 都道府県計画（アフリカ豚コレラの農場への侵入を防止できる体制を確保することを目的に、野生動物の侵入に対する防護柵を設置するための基本的事項を定めるため、都道府県知事（取組主体が本事業による整備対象とする地域の属する都道府県知事をいう。以下同じ。）が策定した計画をいう。以下「県アフリカ豚コレラ侵入防止計画」という。）
 - イ 家畜防疫員その他の畜産防疫に関わる都道府県職員の指導・助言
- 2 事業対象者
- この事業の対象者は、1の(1)の地域侵入防止計画に基づき、第2の1の事業に取り組む養豚経営体であって、取組主体に事業参加を申し出、承認された者とする。
- 3 防護柵の要件
- この事業で補助対象となる防護柵は、以下に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 防護柵 ((2) を除く。)
- ア 農場又は衛生管理区域（いずれも豚又はいのししの飼養のための区域をいう。以下同じ。）の周囲のいずれかに位置するものであること。
 - イ いのししの侵入を防ぐことができる構造であること。ただし、地域の実情に応じて、他の野生動物にも対応した侵入を防ぐ構造とができる。
- (2) 可動柵（農場外又は衛生管理区域外との出入りのためにその他の防護柵と一緒に設ける可動柵（門扉等）をいう。）
- ア 農場又は衛生管理区域の周囲のいずれかに位置し、その他の防護柵と一緒に効果を発揮するものであること。
 - イ 車両、出荷豚等の出入りのために一時的に開放することを可動の目的とするものであること。
 - ウ 閉鎖時にいのししの侵入を防ぐことができる構造であること。ただし、地域の実情に応じて、他の野生動物にも対応した侵入を防ぐ構造とができる。
- 4 第2の1の(1)の事業により補助対象として導入する防護柵（以下「補

助対象施設」という。)は、一般に市販されている製品を用いて設置するものとし、試験研究のために製造された施設については、補助対象としないものとする。

- 5 補助対象施設は、原則として新品とする。ただし、取組主体が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象施設は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。
- 6 以下の施設整備は、補助の対象外とする。
 - (1) 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新
 - (2) 電気柵の電気柵本器へ商用電源等の外部電源からの電源を供給するため必要となる電気工事及び非常用電源の整備
- 7 施設の整備に伴う用地の買収若しくは造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は補助の対象外とするものとする。

第4 事業の実施等

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第2の事業を実施するに当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

3 事業実施計画の作成等

- (1) 取組主体は、養豚経営体が地域侵入防止計画に基づいて整備しようとする防護柵の整備に係る計画を取りまとめ、自ら実施する事業の計画と合わせて事業実施計画書を作成し、取組主体が生産者集団等である場合にあっては、事業実施主体の承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出された計画を取りまとめ、必要な書類等の確認等を行った上で、自ら実施する事業の計画と合わせて別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、理事長の承認を受けるものとし、事

事業実施主体はこの理事長の承認を受けた後に（1）の承認を行うものとする。

この場合において、事業実施主体は、あらかじめ当該事業実施計画を都道府県知事に協議するものとする。

（3）都道府県知事は、（2）の協議を受けた場合には、その回答に先立ち、事業実施計画が、県アフリカ豚コレラ侵入防止計画と整合性が取れており、計画の内容が要綱に定める要件に適合するものであって、本事業の目的を達成するために必要十分な内容であることを確認するものとする。（4）により変更の協議を受ける場合も同様とする。

（4）事業実施主体は、（1）及び（2）で提出のあった事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、（1）及び（2）に準じて変更の承認を受けるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施地区の変更
- ウ 取組主体の変更
- エ 事業費の30%を超える増減
- オ 補助金の増又は30%を超える減
- カ 設置場所の変更
- キ 飼養衛生管理に影響を及ぼすと認められる変更

4 事業名等の表示

この事業により施設整備を実施した施設（以下「整備施設」という。）には、本事業の名称、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体の名称等を表示するものとする。

5 施設の整備に係る留意事項

（1）補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備する施設の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

（2）本事業により整備する施設の能力及び規模は、取組主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。

（3）補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

（4）養豚経営体は、整備施設の性質に応じて、定期的に自ら防護柵の状況を確認する等、常に良好な状態で管理し、整備施設による効率的な成果の発現に努めるものとともに、事故の防止を図らなければならない。

（5）養豚経営体は、整備施設の性質に応じて、整備施設の良好な維持管理の

ため、動産総合保険（盜難補償及び天災等に対する補償）等の保険に加入するものとする。

- (6) 養豚経営体は、天災その他の災害により、事業が予定の期間内に完了せず、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を、取組主体を経由して事業実施主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、事業実施主体は、必要がある場合は、現地調査を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

- (7) 養豚経営体は、整備施設について、処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている処分制限期間をいう。以下同じ。）内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、取組主体を経由して、事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は、当該報告を受けたときは、当該施設の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、理事長に報告するものとする。

なお、事業実施主体が、当該施設の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について別添2畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱いの定めるところにより、理事長に報告を行うものとする。

- (8) 養豚経営体は、整備施設の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該施設の整備を行った後、その写しを速やかに取組主体に提出するものとする。取組主体は、養豚経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、処分制限期間中の施設の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (9) 養豚経営体は、整備施設について移転、更新又は主要機能の変更若しくは飼養衛生管理に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築及び模様替え等を当該整備施設の耐用年数期間内に行う場合は、あらかじめ、取組主体を経由して事業実施主体にこれを届け出て、その指示を受けるものとする。

事業実施主体は、当該届出があった場合、養豚経営体への指示に先立ち、畜産業振興事業の実施について15の(3)により理事長にこれを届け出て、その指示を受けるものとする。

6 事業の着工等

- (1) 養豚経営体による本事業の着手は、原則として、事業実施主体から取組主体に対する交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、都道府県及び事業実施主体の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2)(1)のただし書により交付決定前に本事業の着手をする場合については、取組主体は、事業の内容が明確となってから、本事業の着手をするものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、取組主体から(1)の交付決定前着工届の提出があった場合は、理事長にその写しを提出するものとする。
- (4) 事業実施主体は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう取組主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるようとするものとする。
- (5) 事業実施主体が自ら第2の1の(1)の事業による支援を実施しようとする場合における本事業の着手の取扱いは、畜産業振興事業の実施について14による。

7 確認検査

- (1) 養豚経営体は、本事業による施設整備等完了後、本事業により整備した内容が野生動物の侵入防止に必要十分であることについて、家畜防疫員その他の畜産防疫に関わる都道府県職員により実地又は写真による確認を受けるものとする。
- (2) 養豚経営体は、(1)による確認を受けた場合は、確認内容に対する調書の作成を当該確認者に求めるとともに、当該調書を取組主体を通じ事業実施主体に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)により提出を受けた調書により、養豚経営体ごとの整備計画に基づき事業の目的に必要な施工が適切に実施されているかを確認した上で当該調書を取りまとめ、実績報告書に添付するものとする。
- (4) 養豚経営体は、本事業により電気柵を設置した場合にあっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）における感電防止のための適切な措置が講じられていることについて確認を受けるものとし、実績報告書への添付については(2)及び(3)を準用するものとする。

8 財産の処分制限期間における取扱い

- (1) 養豚経営体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）の単価が50万円未満の機械・器具を除く。）については、補助金交付の翌年度から処分制限期間において、取組主体の長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 養豚経営体が（1）により取組主体の長の承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合には、当該収入の全部又は一部を取組主体に納付させることがある。
- (3) 取組主体は、（1）により承認しようとする場合は、あらかじめ、事業実施主体を経由して理事長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施主体は、（3）により理事長の承認を受けようとする場合には、畜産業振興事業の実施について別添2の畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱いによるものとする。
- (5) 取組主体は、（2）により養豚経営体からその収入の全部又は一部の納付を受けた場合には、当該相当額を事業実施主体を経由して機構に返還しなければならない。

9 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業に参加する生産者へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

10 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

第5 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努め、生産者集団等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底を努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 生産者集団等は、事業実施主体の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等について周知徹底を努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第6 機構の補助

- 1 機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率

により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

- 2 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。
- (1) 国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
 - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

- (1) 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、取組主体から提出された事業実施計画を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第2号のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付申請に当たっては、都道府県知事に交付申請書の写しを送付するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

この場合、事業実施主体は、変更承認申請に当たっては、都道府県知事に変更承認申請書の写しを送付するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 設置場所の変更

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 養豚経営体は、第2の1の事業により施設整備等を実施した場合は、事業実績報告書を速やかに作成し、取組主体に提出するものとする。事業実績報告書の提出を受けた取組主体は、速やかに事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 取組主体は、事業実績報告書を作成し、事業実施主体が定める期日までに、事業実施主体に報告するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(1)及び(2)の事業実績報告を取りまとめ、自らの事業の実績とともに、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5号のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実績報告書を作成し、理事長及び都道府県知事に提出するものとする。
ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。
- (4) 事業実施主体は、実績報告に当たっては、都道府県知事に実績報告書の写しを送付するものとする。

第8 管理状況の報告

- 1 養豚経営体は、整備施設（取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）の単価が50万円未満の機械・器具を除く。）に係る管理状況の報告書を、施設整備等が完了した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、取組主体を経由して事業実施主体に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、1により提出された報告書を取りまとめの上、別紙様式第6号のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業管理状況報告書を作成し、毎年度、6月30日までに理事長及び都道府県知事に報告するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れ

に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第7号のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 補助金の返納

- 1 事業実施主体は、補助金の支払を受けた者について、補助金の支払いを受けた後に実施要綱等に定める要件を満たさない事由が判明した場合には、当該補助金の支払いを受けた者に指示を行い、事業実施主体に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 事業実施主体は、生産者集団等から、整備施設の処分制限期間中、利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、生産者集団等に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。
 - (1) 養豚経営体が経営を中止したとき。
 - (2) 設置した整備施設が滅失したとき。
 - (3) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
 - (4) 実施要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき。
- 3 事業実施主体は、2により生産者集団等から補助金の返還を受けた場合には、当該相当額を機構に返還するものとする。
- 4 事業実施主体は、自ら第2の1の(1)の事業による支援を実施した場合であって、支援した養豚経営体について2に掲げる事由のいずれかに該当す

ることが明らかになったときにおいて、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の全部又は一部を機構に返還するものとする。

第1 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

第1 2 調査及び報告

- 1 機構及び都道府県は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体、生産者集団等及び養豚経営体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、生産者集団等及び養豚経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第1 3 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（令和元年8月9日付け元農畜機第3072号）

- 1 この要綱は、令和元年8月9日から施行し、令和元年7月16日から適用するものとする。
- 2 この事業について、令和元年7月16日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第2号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和元年8月16日付け元農畜機第3129号）

- 1 この要綱の改正は、令和元年8月16日から施行し、令和元年7月16日から適用するものとする。
- 2 この事業について、令和元年7月16日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第2号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和元年8月23日付け元農畜機第3245号）

- 1 この要綱の改正は、令和元年8月23日から施行し、令和元年7月16日から適用するものとする。
- 2 この事業について、令和元年7月16日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第2号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和元年8月28日付け元農畜機第3346号）

- 1 この要綱の改正は、令和元年8月28日から施行し、令和元年7月16日から適用するものとする。
- 2 この事業について、令和元年7月16日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第2号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和元年9月4日付け元農畜機第3502号）

- 1 この要綱の改正は、令和元年9月4日から施行し、令和元年7月16日から適用するものとする。

2 この事業について、令和元年7月16日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第2号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別表1 事業実施主体及び対象地域

対象地域	事業実施主体
青森県	一般社団法人青森県畜産協会
岩手県	一般社団法人岩手県畜産協会
宮城県	一般社団法人宮城県畜産協会
秋田県	公益社団法人秋田県農業公社
山形県	公益社団法人山形県畜産協会
福島県	公益社団法人福島県畜産振興協会
茨城県	公益社団法人茨城県畜産協会
栃木県	公益社団法人栃木県畜産協会
群馬県	公益社団法人群馬県畜産協会
埼玉県	埼玉県養豚協会
千葉県	公益社団法人千葉県畜産協会
神奈川県	一般社団法人神奈川県養豚協会
新潟県	公益社団法人新潟県畜産協会
富山県	公益社団法人富山県畜産振興協会
石川県	公益社団法人石川県畜産協会
山梨県	公益社団法人山梨県畜産協会

長野県	一般社団法人長野県畜産会
静岡県	静岡県養豚協会
愛知県	愛知県養豚農業協同組合
三重県	一般社団法人三重県畜産協会
京都府	公益社団法人京都府家畜畜産物衛生指導協会
兵庫県	公益社団法人兵庫県畜産協会
奈良県	一般社団法人奈良県畜産会
和歌山県	公益社団法人畜産協会わかやま
鳥取県	公益社団法人鳥取県畜産推進機構
島根県	公益社団法人島根県畜産振興協会
岡山県	一般社団法人岡山県畜産協会
広島県	一般社団法人広島県畜産協会
山口県	公益社団法人山口県畜産振興協会
徳島県	公益社団法人徳島県畜産協会
香川県	香川県養豚協会
愛媛県	公益社団法人愛媛県畜産協会
高知県	高知県養豚協会

福岡県	公益社団法人福岡県畜産協会
佐賀県	公益社団法人佐賀県畜産協会
長崎県	一般社団法人長崎県畜産協会
熊本県	公益社団法人熊本県畜産協会
大分県	公益社団法人大分県畜産協会
宮崎県	公益社団法人宮崎県畜産協会
鹿児島県	公益社団法人鹿児島県畜産協会
沖縄県	公益財団法人沖縄県畜産振興公社

別表2

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業	(1) 野生動物侵入防護柵整備事業 養豚経営体が地域侵入防止計画に基づき野生動物の侵入に対する防護柵を整備する場合に、その負担の軽減を図るため、当該柵の施設整備に必要な費用を助成する取組	2分の1以内 第3の3の(2)の可動柵は設置長1メートルあたり2万円、その他については設置長1メートルあたり5千円(ただし、県アフリカ豚コレラ侵入防止計画により、豪雪地域に指定されている地域においては設置長1メートルあたり7千5百円)を上限とする。 なお、本事業により多重の防護柵を整備する場合の設置長は、本事業により整備した最も外周の設置長による。
	(2) 地域推進・指導事業 生産者集団等が、アフリカ豚コレラ侵入防止のために必要となる(1)の事業の円滑な推進を図るために行う取組	定額
2 推進指導事業	1の事業を円滑に実施するための推進指導等	定額

別紙様式第1号

令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施計画書の承認（変更）申請について

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱第4の3の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位：円)

事業名	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
1 アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業 (1) 野生動物侵入防護柵整備事業 (2) 地域推進・指導事業 2 推進指導事業				
合 計				

【添付資料】

- (1) 別添1 アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業（生産者集団等が行う事業内容）
- (2) 別添2 推進指導事業
- (3) 県アフリカ豚コレラ侵入防止計画
- (4) 地域侵入防止計画
- (5) 事業費積算及び事業費の根拠資料

注1：変更の場合は、事業内容及び添付資料について、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書し、上段に変更前を（ ）書で記載すること。

注2：実施計画書の変更申請にあっては、頭書中「要綱第4の3の(2)」とあるのは、「要綱第4の3の(4)」とすること。

別添1 【アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業】

(1) 野生動物侵入防護柵整備事業

取組主体	養豚経営体	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
				機構補助金	その他	
		計				
		合計				

(2) 地域推進・指導事業

取組主体	時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
				機構補助金	その他	
		計				
		合計				

【添付資料】生産者集団等の推進事業に係る事業実施計画書

別添2 【推進指導事業】

1 事業の内容

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
			機構 補助金	その他	
合計					

注1：事業の一部を委託する場合は、委託する事項、委託相手先名、委託額を明記すること。

注2：会議等の開催に当たっては、開催回数、開催時期、開催場所、構成及び人数、会議の内容について明記すること。

2 家畜共済への積極的な加入促進

時期	取組内容	備考

別紙様式第2号

令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金交付申請
書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおりアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業を実施したいので、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施計画書」の
とおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負 担 区 分		備考
		機構 補助金	その他の	
1 アフリカ豚コレラ侵入防 止緊急支援事業 (1) 野生動物侵入防護柵整 備事業 (2) 地域推進・指導事業 2 推進指導事業				
計				

注:事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を()
書で記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 事業着手年月日 | 令和 年 月 日 |
| (2) 事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第3号

令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金交付変更
承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あたアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業の実施について、下記のとおり変
更したいので承認されたく、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱第
7の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施計画書（変
更）」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：2及び3については、別紙様式第2号の様式に準じ、変更部分が容易に比較
対照できるよう2段書し、変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に
記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった
アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業について、下記のとおり金 円
を概算払により交付されたく、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱
第7の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日 まで予定 出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事 業 費 ①	機 構 補 助 金 ②	事 業 費 ③	機 構 補 助 金	事 業 費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出
実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店

預金種類 普通預金・当座預金

口座番号

口座名義 (フリガナ)

別紙様式第5号

令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業について、下記のとおり実施したので、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱第7の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第2号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が容易に比較対照できるよう2段書し、計画を（ ）書で上段に、実績をその下段に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店

預金種類 普通預金・当座預金

口座番号

口座名義 (フリガナ)

別紙様式第6号

令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業管理状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度におけるアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業について、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱第8の2の規定に基づき、その管理状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名

令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業

2 管理状況

別紙「令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業管理状況」のとおり

別紙様式第6号の別紙

令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業管理状況
(令和 年度導入、令和 年 月 日現在)

取組主体	養豚経営体	事業内容	完了年月日	管理状況	備考

【添付書類】

- ・養豚経営体ごとに作成した管理状況報告書

別紙様式第7号

令和 年度アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業に係る仕入れに
係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあ
ったアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金について、アフリカ豚コレラ
侵入防止緊急支援事業実施要綱第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告しま
す。

(併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還しま
す。 (返還がある場合、記載すること。))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)	金 円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を

添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料